

# 食品リサイクル法の概要

正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

酒類容器等の3R

国税庁酒税課

## ●法律の目的

食品に係る資源の有効な利用の確保と食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を図ることを目的としています。

## ●法律の概要

食品循環資源の再生利用等に関する基本的な事項や、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の促進に関する事項が規定されています。

## ●食品関連事業者

食品関連事業者

- ・食品の製造・加工業者
- ・食品の卸売・小売業者
- ・飲食店および食事の提供を伴う事業を行う者

## ●対象となる食品廃棄物

- ・動植物性残さ [製造段階]
- ・売れ残り・食品廃棄 [流通段階]
- ・調理くず・食べ残し・食品廃棄 [消費段階]

## ●罰則

食品廃棄物等の発生量が、年間100トン以上の者で、再生利用等が著しく不十分である場合には、主務大臣から勧告・公表・命令が行われ、50万円以下の罰金に処せられます。

## 酒類業界の取組（例）

